

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる 清流の国づくり条例の概要

前文

- 清流の恵みが地域の絆を深め、共生社会を徐々に形成。**本県の特徴**
- しかし、今なお障害者への差別や障壁が存在する。
 -
- 共生社会の構築に向け、県、障害者関係団体、市町村の三者が一体となって主体的に取り組むことが必要。**本県の特徴**
 -
- 共生社会構築に向けて、県民挙げて取組むことを宣言。

第1章 総則

第1条（目的）

- ・差別をなくす取組、障害のある人との人の交流促進に係る基本理念を定め、共生社会を実現する。

第2条（定義）

- ・「障害のある人」、「障害」、「社会的障壁」の定義

第3条（基本理念）

- ・障害者に対する基本的な考え方を規定
 - ①障害者の社会参加の機会の確保
 - ②障害者の居住選択の機会の確保
 - ③障害者のコミュニケーション手段の選択の機会の確保、選択の機会の拡大
 - ④障害者差別は県民全ての問題であるとの認識、理解促進
 - ⑤県外から訪れる障害者にも配慮**本県の特徴**

第4条（県の責務）

- ・県は、障害を理由とする差別解消、共生社会の構築のための施策を総合的かつ主体的に実施

第5条（障害者関係団体の役割）**本県の特徴**

- ・障害者関係団体は、障害者の意見を聴き、県、市町村への要請その他の支援を行う。
- ・障害者関係団体は、障害者に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村と協働し、施策に主体的に取り組む

第6条（市町村及び障害者関係団体との連携等）本県の特徴

- ・県、市町村、障害者関係団体の三者が三位一体となって主体的に取り組むこととし、県はそのための情報提供その他協力を行う
- ・県は、障害者関係団体の普及啓発その他必要な施策を講ずる

第7条（県民の役割）

- ・県民は、障害者の理解促進に努めるとともに、行政の施策に協力

第8条（事業者の役割）本県の特徴

- ・事業者は、障害者へ適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備や適正な雇用管理により、雇用の安定に努める

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条（障害を理由とする差別の禁止）

- ・障害者に対する差別の禁止規定

第3章 共生社会実現施策

第10条（県民会議）本県の特徴

- ・県民意見を反映し県民一丸となって施策を進めるために県民会議を設置

第11条（啓発）

- ・県は、県民の障害者への理解を深めるための普及啓発活動を実施特に、白杖や障害者マークなどの普及に努める本県の特徴
- ・県は、手話を学ぶ機会を確保するとともに、手話を用いた情報発信に努める本県の特徴

第12条（教育の充実）

- ・県は、学校教育で、障害者の理解、手話の理解促進に努める

本県の特徴

第13条（交流の促進）本県の特徴

- ・県は、障害のある人とないとの交流を積極的に推進

第14条（顕彰）本県の特徴

- ・県は、共生社会実現に向け県民の模範となる行為をした者を顕彰

第15条（財政上の措置）

- ・県は、施策推進のため必要な財政措置を講ずる

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 障害を理由とする差別の禁止（第九条）

第三章 共生社会実現施策（第十条—第十五条）

附則

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆きずなを深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一步進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者関係団体の役割)

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

(市町村及び障害者関係団体との連携等)

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第三章 共生社会実現施策

(県民会議)

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖じょう (道

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係機関、ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるように、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

（教育の充実）

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

（交流の促進）

第十三条 県は、障害のある人と障害のないとの相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

（顕彰）

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

共生社会実現施策に関する取組

県では、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に定める基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人と障がいのないとの交流の促進を図るため、条例に定める以下の「共生社会実現施策」を推進します。

- ① 県民の障がい者への理解促進
- ② 教育の充実
- ③ 幼い頃から障がいのある人とないとの交流の促進

1. 県民の障がい者への理解促進

(1) 県民の障がい者への理解を深めるための普及啓発活動の実施

共生社会の実現に向け、特に差別解消法の趣旨や障がい者の社会参加、地域居住等の権利に対する県民の関心と理解を深めるための啓発等に努めます。

【具体的な取組み】

<街頭啓発等>

- 世界自閉症啓発デー（4月2日）や障がい者週間（12月3日～9日）に合わせて、県内5圏域ごとに商業施設や主要駅などで啓発パンフレットやチラシを配布する街頭啓発を実施し、県民の理解を促進します。

【街頭啓発】

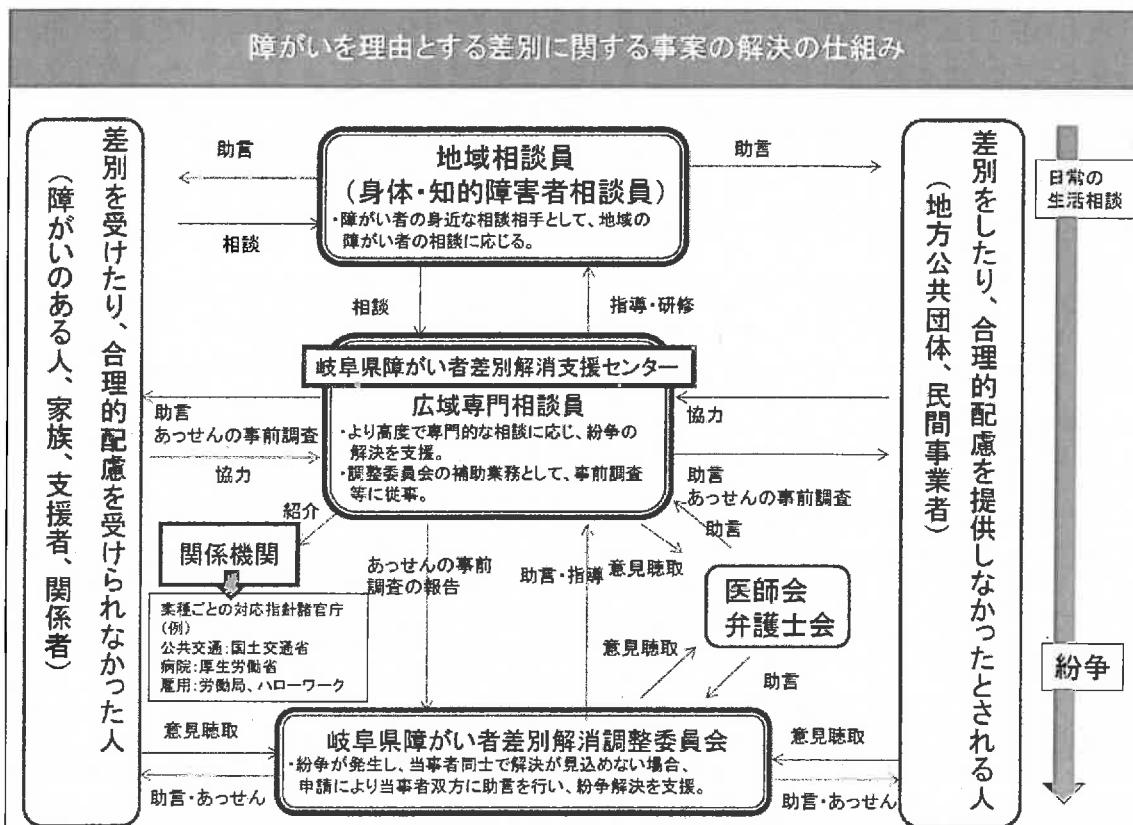
- ・平成27年12月の障害者週間、4月の発達障害啓発週間に合せて「JR岐阜駅北口デッキ」や「長良川競技場（FC岐阜試合時）」、「アクアウォーク大垣」など、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の県下全圏域で街頭啓発を実施しました。



- 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」及び「岐阜県障害のある人とない人と共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨や内容について紹介する「出前講座」や「講演」等を実施します。

＜研修等＞

- 障がいを理由とする差別に関する相談機関として、「岐阜県障がい者差別解消支援センター」を設置し、事案の解決に向け、地域相談員に対する指導、関係者への助言、関係機関の紹介等を行います。また、地域相談員を対象に、差別解消等に関する研修を実施します。



- 障がい者虐待の対応窓口として「岐阜県障がい者権利擁護センター」を設置し、相談・通報の受付、障がい者及び養護者支援のための助言、啓発活動等を行います。
また、障がい者施設従事者等を対象に障がい者の権利擁護、虐待防止に関する研修を実施します。
- 難病に関する総合的な拠点施設として「難病生きがいサポートセンター」を設置し、難病患者やその家族からの日常生活における様々な相談や就労支援、地域交流活動の促進や難病関連情報の発信などを行います。

また、医師による講義や患者との交流会などを盛り込んだ「難病ふれあい教室」を開催します。

- 障がい者に対する専門的支援の技術を持った人材を育成するため、次の研修を実施します。
 - ・相談支援従事者研修（初任者、現任、専門コース別）、サービス管理責任者等養成研修、重度訪問介護従事者養成研修、強度行動障がい者支援者養成研修（基礎・実践）
- 発達障がいについて正しく理解し、正しい知識の普及に努めていただくため、各地で研修を開催し、受講者をソポーターに認定します。
- うつ病、高次脳機能障害、ひきこもり等について、当事者やその家族、県民等を対象に精神疾患についての正しい知識や精神障がい者への理解を促進するための教室を開催します。
- 保健所や市町村と連携して、自殺予防のための行動（「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」）ができる「ゲートキーパー」の養成講座を開催します。
- 広く難病患者に制度を周知いただけよう、ケアコーディネーター、難病患者等ホームヘルパーなどの医療従事者向けの研修において、難病法に基づく医療費助成制度や県の難病対策に関する講演を実施します。
- 難病患者やその家族を対象に、疾病や療養生活についての情報交換等の機会を提供し、併せて患者同士の交流を図ることを目的とした「難病セミナー」を開催します。
- 障がい者の人権問題等様々な人権問題の解決を図るため、学校やPTA、企業、団体等が開催する研修会に講師を派遣します。

<イベント等>

- 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通して、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

【平成 27 年度「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア】】

- ・平成 27 年 9 月 11 日（金）～13 日（日）、岐阜市内のマーサ 21 において、障がい者の方々が制作した制作品の展示及び即売や、福祉機器等の展示、福祉・就労相談コーナー、障がいの方々などによる演奏発表等ステージイベントを開催しました。



- 福祉の仕事就職フェアの開催を通して、障がい者に対する理解促進を図ります。

- 精神障がい者の「人権」と「こころの健康づくり」に関する普及啓発を行う「こころの健康フェスティバル」の開催を通じ、県民の精神障がい者に対する理解を深めるとともに、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

<スポーツ>

- 国際・全国規模の障がい者スポーツ大会・合宿誘致や、全国障がい者スポーツ大会への県選手団の派遣等の支援を通して、障がい者スポーツの競技力向上及び参加促進を図るとともに、県民の理解促進を図ります。
- 精神障がい者スポーツ大会の開催を通じて、日頃、社会参加の機会が少なくなりがちな精神障がいの方との相互交流、体力の向上を目指すとともに、県民の精神障がいの理解促進を図ります。

<芸術文化>

- 障がい者の文化芸術活動の拠点である「ぎふ清流文化プラザ」を中心として、障がい者芸術作品の展示、舞台芸術の発表会・交流会の開催、創作体験の場の提供や、これらの取組みの情報発信を通して、県民の理解促進を図ります。

<表 彰>

- 「岐阜県障害ある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共済社会実現に向けて特に顕著な取り組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。
- 「岐阜県芸術文化顕彰・奨励」において、障がいのある方の文化振興活動等を積極的に表彰することにより、障がい者に対する理解促進を図ります。

【実績】

- 平成 27 年度：1名（芸術文化奨励）
- 平成 26 年度：1団体（芸術文化奨励）
- 平成 24 年度：1名（芸術文化顕彰 特別賞）

- 「障がい者雇用優良事業所等表彰」において、障がい者雇用を積極的に行う事業所や勤続年数が長い障がい者に対する表彰を行うことで、その努力を広く県民に周知します。

【実績】

- 平成 27 年度：1社、3名
- 平成 26 年度：1社、1名
- 平成 25 年度：1社、3名

<県職員の取組み>

- 平成 27 年 12 月、障害者差別解消法に基づく職員対応要領（障がいのある方への配慮マニュアル）を策定するとともに、全所属で障がい者差別の解消を推進する職員を任命し、同職員に対する研修等を通して障がい者差別の解消を推進します。
- 障がい者の就労支援の場として、県庁内に障がい者就労支援オフィスを設置することで、県職員が障がい者と共に働く機会を拡大し、県職員の理解促進を図ります。

<県有施設等>

- 録音図書の製作・提供、対面図書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無に関わらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。
- 博物館において、一部の資料に点字による説明文を配置し、触察資料として視覚障がい者にも直接手に触れられることができる作品を展示することで、障がいの有無に関わらず全ての人が博物館を利用できる機会を提供します。

(2) 白杖や障がい者マーク等の普及

白杖、障がいのある人に関する記号、ヘルプマークなどの普及を図り、県内の障がい者はもとより、県外から訪れる障がい者の過ごしやすさの向上に努めます。

【具体的な取組み】

<白杖・障がい者マーク>

- 県が発行する障がい福祉関連の冊子や県ホームページ等に白杖や白杖 SOS シグナル、障がい者マーク、ヘルプマーク等の紹介を掲載するとともに、県が率先して庁舎に掲示し、理解の促進を図ります。
- 「岐阜県障害のある人も共に生きる清流の国づくり条例」と「白杖や障がい者マーク等」を紹介する内容のチラシやDVD等を作成し、啓発活動や各種イベント等において配布し、県民の理解促進を図ります。

<ヘルプマーク>

- 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要とすることが外見からは分からない方がいます。こうした援助等が必要な方が日常的に様々な援助等が得られる社会づくりを目指し、援助等が必要なことを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の導入に向けた検討を進めます。

※ヘルプマーク

- ・平成24年10月に東京都が導入した、援助等が必要な方のマークで、鞄等に付けられ、裏面にシールを貼り必要な援助等を記載することができます。



(3) 手話等を学ぶ機会の確保と意思疎通手段の普及拡大

県民に対する手話等を学ぶ機会の確保や手話を用いた県政の情報発信の推進等を通じ、言語（手話を含む）その他の意思疎通手段の普及拡大を推進します。また、市町村や関係者と協力した普及拡大に努めます。

【具体的な取組み】

- 県聴覚障害者情報センター等による地域への広報活動や手話講座等の開催を通して、手話等に対する理解を促進します。
- 県の窓口業務に係る手話通訳者を設置するとともに、講演会等の開催に当たっては、手話通訳や要約筆記によるコミュニケーションの確保に努めます。
- 市町村相談窓口における手話のできる職員の育成、配置について働きかけていきます。
- 手話通訳者や要約筆記者・奉仕員、点訳・音訳奉仕員の人材確保を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者・奉仕員の派遣を促進します。

【実績】

- 平成 27 年度：(手話通訳者) 14 名、(要約筆記者) 8 名
- 平成 26 年度：(手話通訳者) 7 名、(要約筆記者) 6 名
- 平成 25 年度：(手話通訳者) 12 名、(要約筆記者) 5 名

2. 教育の充実

児童・生徒に対し、差別の禁止はもとより、障害のある人への誤解や偏見を無くし、一人一人の違いを認め尊重しあい支えあう心を育む教育を促進します。また、学校教育における手話等を学ぶ機会の確保に努めます。

【具体的な取組み】

- 様々な障がいの特性の理解と対応について、全ての教員（管理職含む）の理解促進を図るため、管理職や経験年数別の研修等において、障がい者への理解・対応等を取り上げた研修を実施します。
- 学校の授業に特別講師として障がい者を招いた授業や、手話等に関する授業を行うことで、障がい者に対する理解促進を図ります。
- 県では、平成 18 年度から県内全ての保育園・学校において、様々な人権問題の解決を図る取組みを行う「ひびきあいの日」を設け、その中で、障がい者に対する理解促進に関する取組みを実施しています。こうした取組みを通して、障がい者に対する理解促進を図ります。

【平成 27 年度「ひびきあいの日」の事例（県立関高等学校）】

- ・目的：疑似体験活動を通して、日常的に相手の立場や状況に配慮した行動ができる生徒を育てる。
- ・概要：視覚障がいのある人を講師に招き、視覚障がい者ガイドの事前研修を実施
アイマスクを使用した視覚障がい者ガイド体験を実施
中部学院大学手話サークル学生による簡単な挨拶や自己紹介等の手話講習を実施
関特別支援学校を訪問し、ゲームなどの交流を実施。



- 地域の幼稚園、小中学校、高等学校に対し、特別支援学校教員による教員向け研修会や相談会の開催、学校訪問の実施を通じ、特別支援学校が障がい児教育に対する支援センターとしての役割を担い、障がい児に対し就学前から高等学校卒業まで一貫した支援体制の確立を進めます。
- 研究校を指定し、学校施設の使用ルールや授業中の約束事の掲示など、発達障がいの特性を踏まえた授業づくり（ユニバーサルデザインの授業づくり）を進め、障がいのある子もない子も共に学べる教育環境の整備に努めます。

【研究指定校】

平成 25～26 年度 西濃・可茂地区
平成 27～28 年度 岐阜・飛騨地区
平成 29～30 年度 美濃・東濃地区

3. 幼い頃から障がいのある人との交流の促進

障がいのある人と障がいのないとの相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において、交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めます。

【具体的な取組み】

- 特別支援学校に在籍している児童生徒は、居住地でのつながりが薄く、地域の人との日常的なかかわりや地域の理解が少ない状況にあります。

県内全ての特別支援学校小中学部の児童生徒に対して居住地の学校に「交流籍」を置き、交流及び共同学習を推進します。

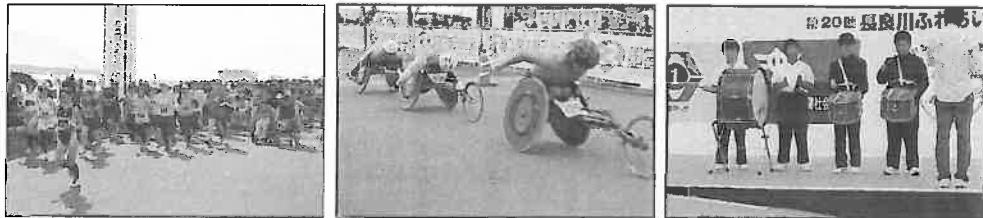
(平成 27 年度実績)

- 学校間交流（地域の小・中・高校等学校との授業交流等）・・・315件
- 居住地校交流（居住する地域の学校との授業交流等）・・・1,257件
- 地域交流（特別支援学校行事等での交流）・・・・・・・・219件

- 希望が丘こども医療福祉センター、ぎふ清流文化プラザ等の施設において、障がい児と地域住民が参加できるイベント（お祭り等）を開催し、交流を促進するとともに、障がいに対する地域住民の理解促進を図ります。
- 障がい者の文化芸術活動の拠点である「ぎふ清流文化プラザ」を中心として、障がい者芸術作品の展示、舞台芸術の発表会・交流会の開催、創作体験の場の提供や、これらの取組みの情報発信を行うとともに、県下 5 圏域での絵画教室の開催などを通して、障がい者が芸術に触れ、体験する機会を拡大するとともに、交流を促進します。
- 平成 28 年 12 月 1 日にオープンする「県福祉友愛プール」において、地域の小・中・高校生をはじめとした県民が参加できる日を設け、障がい者との交流促進を図ります。
- 障がいの有無に関わらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」や障がい者スポーツ教室等を開催し、スポーツを通した交流を促進します。

【平成 27 年度「第 20 回長良川ふれあいマラソン大会】

- ・平成 27 年 10 月 4 日（日）、海津市内の木曽三川公園特設会場において、2 キロ、クオーター、ハーフの 3 種目でマラソン大会を実施しました。会場では、大垣特別支援学校の鼓笛隊による演奏や、障がい者施設等が出店する福祉の店による授産製品の販売を行いました。
- ・平成 27 年度は、第 20 回の記念大会として、県ゆかりのアスリート 高橋尚子さんを特別ゲストにお迎えし実施しました。



- 平成 28 年 9 月に岐阜県で初めて開催される「全国レクリエーション in 岐阜」を契機として、障がいのある人もない人も誰もが参加できるレクリエーション（スポーツ）を通した交流の場をさらに創出します。

【第 70 回全国レクリエーション大会 in 岐阜】

- ・平成 28 年 9 月 23 日（金）～25 日（日）、県内全ての市町村を舞台に全 38 種目のレクリエーションが開催されます。
- ・大垣市の「車椅子レクダンス」、郡上市の「ディスクゴルフ」、池田町の「グランド・ゴルフ」では、障がいのある人がより参加しやすいよう部門を設けて開催します。
- ・「ミナレク キャラバン隊」が障害者支援施設を訪問し、障がい者とキャラバン隊が、ミナモ体操やバルーン遊び等を通じて交流します。

- 障がい者など介護を要する人が外出し、各種行事等に参加する際、移動手段の確保が課題の一つであるため、バスの借上げ費補助や、県有リフトバス「ながら号」の運行を行い、積極的な各種行事等への参加を促進します。

特にスポーツ観戦については、観戦料等も含めて補助し、他の観戦者と一体となった応援を通して、交流を促進します。

- 障がい者など誰もが安心して外出できるよう、県内の公共施設を中心としたバリアフリー情報をエリア別にまとめた福祉ガイドマップ「おでかけタウンマップ」を県ホームページで公開し、外出機会の増進を図り、交流を促進します。

岐阜県障がい者就労支援に関する取組

【障がい者の就労支援に関する現状・課題】

(1) 一般就労の拡大について

①民間企業等における雇用拡大

- ・県内民間企業における障がい者雇用状況は、法定雇用率 2.0 %に対し、実雇用率が 1.89 %であり、更なる障がい者の一般就労拡大に向けた取り組みが必要。

(参考 : H27.6.1 現在)

	県 内	全国平均
企業障がい者雇用率	1.89%	1.88%
法定雇用率達成企業割合	55.0%	47.2%

⇒取組の方向性

- 障がい者雇用促進に向けた企業への支援
- 求職増加が顕著である精神障がい者の就労促進・職場定着に向けた相談・支援体制の整備

【精神障がい者の新規求職申込件数】

(H22) 467 件 → (H27) 1,327 件 ※5年間で約 2.8 倍の増

- 発達障がい者の就労促進、企業等に対する普及啓発

②特別支援学校生徒に対する就労支援

- ・特別支援学校生徒数は増加傾向にあり、卒業生の就労先の確保が必要。

(参考)

- ・県内特別支援学校高等部 卒業生数

(H27) 392 人 → (H28) 406 人 (見込) → (H29) 429 人 (見込)

⇒取組の方向性

- 高等特別支援学校の開校に向けて、軽度知的障がいのある生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化

③福祉施設からの就職・定着支援

- ・福祉施設から民間企業への就職・職場定着にあたっては、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の取組が重要。

(参考)

- ・障害者就業・生活支援センターに利用登録をしている障がい者数

(H25) 1,950 人 → (H26) 2,061 人 → (H27) 2,259 人

・県内就労支援事業所数（H28.4 現在）

就労移行支援事業所 : 46 か所

就労継続支援 A 型事業所 : 111 か所

就労継続支援 B 型事業所 : 144 か所

⇒取組の方向性

- 障がい者の就業・生活面をサポートする障害者就業・生活支援センターの体制強化
- 就労移行支援事業所が行う利用者の就職・定着支援を充実

（2）福祉的就労の充実について

①工賃向上

- ・県内就労継続支援 B 型事業所における平均工賃は増加傾向にある一方、全国平均を下回っているため、向上に向けた支援が必要。

(参考)

	県 内	全国平均
就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額（H26）	12,955.1 円 (前年比 +1,199.3 円)	14,437 円

※H27 は現在照会中。県障がい者総合支援プランの目標値：20,000 円（H29）

⇒取組の方向性

- 障がい者福祉施設の授産活動を支援する岐阜県セルフ支援センターの取組を充実
- 障がい者の農業分野への参入など、新たな就業分野の開拓を目指す

②優先調達の推進

- ・「障害者優先調達推進法」の施行を受け、障がい者福祉施設からの物品・役務の一層の調達推進が必要。

(参考)

- 障がい者福祉施設等からの調達実績

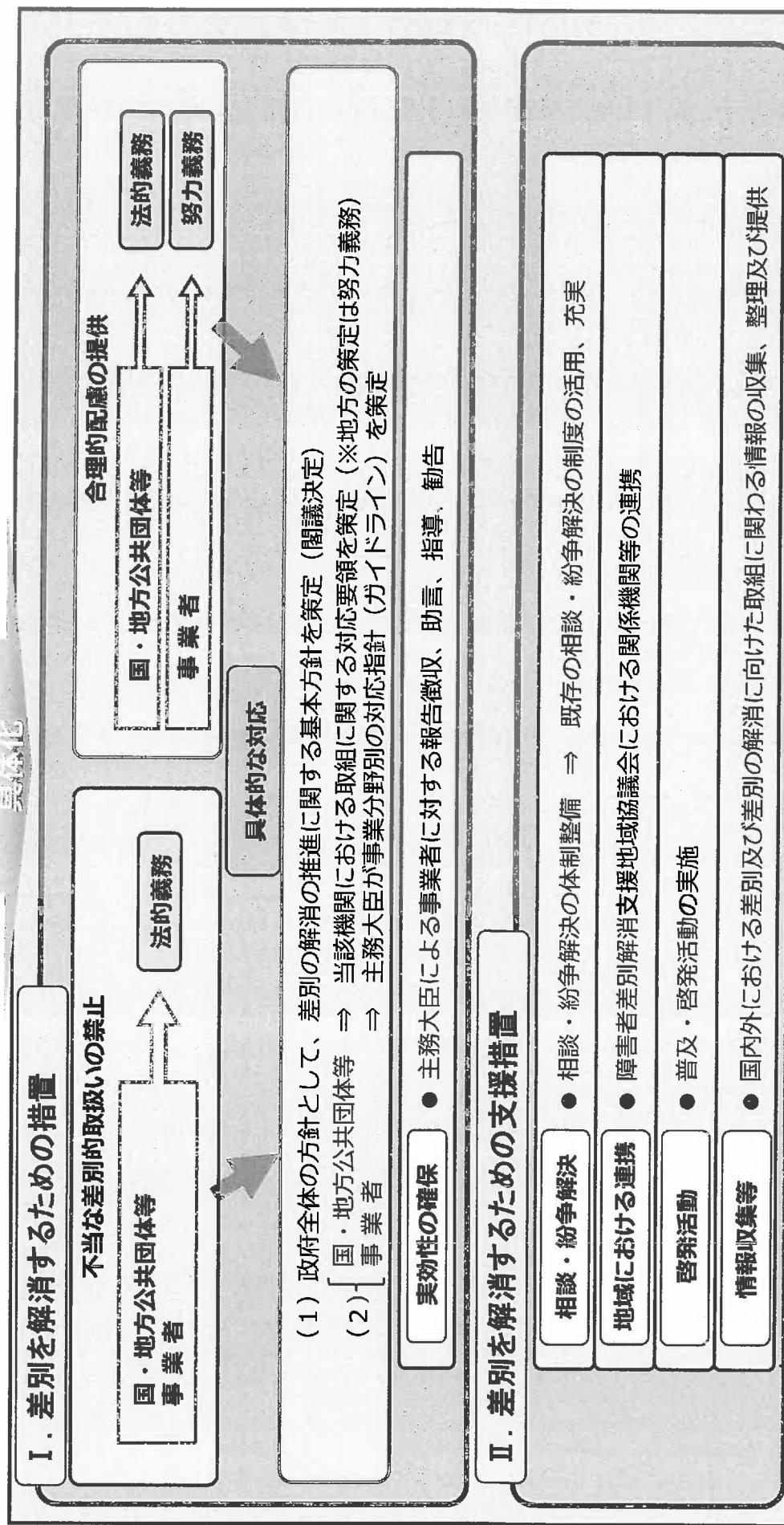
	H26	H27
県	11,316 千円	21,435 千円 (前年度比 89.4% 増)
市町村	108,427 千円	116,010 千円 (前年度比 6.9% 増)

⇒取組の方向性

- 行政機関等からの受注機会の拡大
- 県独自の優先調達制度「ハート購入制度」の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組
基本原則 差別の禁止	何人も、障害者に対して、障害を 理由として、差別することその他の 権利利益を侵害する行為をして はならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとなるならぬよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防 止に関する啓発及び知識の普及を図るた め、当該行為の防止を図るために必要と なる情報の収集、整理及び提供を行ふも のとする。



◎障がいのある方への配慮マニュアル

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_64691.data/hairyomanual.pdf

◎障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況

1. 全国 (H28. 4. 1)

(1) 都道府県

- 策定済………… 41 (87.2%)
- 未策定………… 6

(2) 市町村

- 策定済………… 369 (21.5%)
- 未策定………… 1, 349

2. 岐阜県 (H28. 8. 1)

(1) 岐阜県

- 策定済

(2) 市町村

- 策定済………… 35 (83.3%)
- 未策定………… 7 (※全未策定団体が平成28年度中に策定予定)